

「地方議会・議員に関する研究会」報告書 概要

I 地方議会・議員の現状と課題

議員数は減少傾向、投票率も低下の一途
→住民の関心の低さ、なり手不足は深刻

次の観点から「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度の議論を深める必要。

- ・ 選択ができるだけ容易なこと。(投票容易性)
- ・ 政策についての実質的な比較考量ができること。(比較可能性)
- ・ 選挙結果についての納得性が高いこと。(納得性)
- ・ 有権者の投票参加意欲が高まること。(投票環境)

各方面での幅広い検討に資するため、純粋に学術的な見地に立ち、以下のとおり議論を深めた。

II 市区町村議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

- (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性
→**比例代表選挙を導入するという考え方**
(中規模から大規模団体に親和的)
- (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民の多様なニーズを反映する方向性
→**制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方** (小規模から中規模団体に親和的)
- (3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性
→**単記非移譲式(現行制度)を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方** (小規模団体における代替案)

III 都道府県議会議員の選挙制度

考えられる選挙制度

○原則： **比例代表選挙を導入するという考え方**

<考え方>

- ・ 政策・政党等本位の選挙が実現される。
- ・ 一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題(定数の設定、選挙区割りなど)を回避できる。
- ・ 現状、都道府県議会は政党化が十分に進んでいるほか、国政との連動性が期待できる。

○代替案： 特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合

- A. 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制
- B. 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制
- C. 比例代表選挙で少数の選挙区を設置し、地域別名簿を採用

IV 選挙制度の選択制

- 地方公共団体が多様であることを踏まえ、それぞれ実効的な代表選択を可能にする選挙制度を選択可能とすることが考えられるのではないか。
- 選択手続として、議会の議決のほか、住民投票に付すことが考えられるのではないか。

市区町村議会議員の選挙制度選択制

- ・ 市区町村議会は、多様な実態にあることから、**選挙制度選択制**になじみやすいと考えられるのではないか。
- ・ 選択制の対象となる具体案として、上記(1)～(3)が考えられるのではないか。
- ・ 一方、指定都市及び特別区は、大都市の性格が共通しており、一律の選挙制度(比例代表選挙)とすることも考えられるのではないか。

都道府県議会議員の選挙制度選択制

- ・ 都道府県議会は、市区町村と比べ相違が小さいことから、**原則、一律の選挙制度(比例代表選挙)**とすることが考えられるのではないか。
- ・ 特に地域代表性に配慮する必要があると判断をした団体については、**比例代表選挙を基本とした代替案(上記A～C)に限って選択制を認める**余地があるとも考えられるのではないか。

⇒ 今後、当事者である地方自治関係者や、国会、政党をはじめ各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待